

# 緊急時の電話相談先

## 群馬子ども緊急相談 ☎ #8000

子どもの具合が悪くなったとき、保健師や看護師が電話で相談に応じます。

**受付時間** 月～土曜日 18:00～翌朝8:00  
日・祝・年末年始 9:00～翌朝8:00

ダイヤル回線、IP電話の場合は、携帯電話から☎03-5524-8135へ ※通話料は**有料**です



▼問い合わせ先  
健康福祉課 保険室  
☎ 26・2249 (直通)

中学生までの医療費無料化制度は、社会全体で子どもを支えるため、皆さまの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくため、制度の仕組みや目的をご理解の上で受診してください。

※該当者には7月中に通知を送付します。

母子・父子家庭等の対象者、重度心身障害者で資格者証を持つ人は、**7月31日(火)までに申請・更新の手続きを**してください。

県内の医療機関を受診するときに、健康保険証と一緒に**福祉医療費受給資格者証**を提示すると、保険診療の自己負担分までを町が助成します。

申請・更新が必要です  
保険医療費の自己負担分を助成(福祉医療制度)

申請・更新が必要です

## 福祉医療費制度の対象者

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども 出生時に申請	0歳～中学校3年生	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
申請・更新手続きをしてください 重度心身障害者 (高齢重度障害者含む) 更新: 3年に1度 ※ただし、精神通院医療適用者は3年に1度とは限りません。	障害年金1級	<input type="checkbox"/> 障害者年金証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
	身体障害者1・2・3級 ※3級は入院のみ	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
	療育手帳A判定	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
	特別児童扶養手当1級	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
母子・父子家庭等 更新: 1年に1度	精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
	・母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者 ・父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ※いずれも所得税非課税者	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が町外の人) <input type="checkbox"/> 平成30年度の所得課税証明書(1月1日以降町に転入した人)



▼問い合わせ先  
保健センター  
☎ 54・7744 (直通)

はがきに署名・押印の上、町内の理容・美容店をご利用ください。  
※町内の各理容・美容店へ町から協力依頼をしますが、対応の有無については、事前に各店へお問い合わせください。

### ▼利用方法

4月1日時点で、町に住む在宅の身体障害者手帳および療育手帳所持者。

### ▼対象者

1枚2,000円分で、対象者には、7月にはがきで交付します。(年間1枚のみ)

町は、身体障害・知的障害のある人に、理容美容利用券を交付しています。

身体障害・知的障害のある人へ  
理容美容利用券の交付



65歳以上の介護保険料が変わります

介護保険料・介護保険料の改定

平成30年度は、3年ごとに行われる**介護保険料の改定**の年です。介護保険料の額は、介護保険サービスにかかる費用や65歳以上の人の所得などをもとに見直されています。

各所得段階に応じて、基準額に割合をかけたものが介護保険料の金額となります。詳しくは下の表をご覧ください。

8月から介護保険制度改正

介護保険サービスの自己負担割合が2割の人の中で、特に所得の高い層の負担割合が3割となります。①②を両方満たす人が対象です。

- ① 65歳以上で、本人の合計所得金額が220万円以上
- ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得額が、  
**1人の場合↓340万円以上**  
**2人以上の場合↓あわせて463万円以上**

▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢福祉室  
 ☎26・2247(直通)

平成30～32年度(第7期)介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢年金受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	= 32,400円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.75	= 54,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人		
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	= 64,800円
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額	= 72,000円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	= 90,000円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	= 108,000円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	= 126,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×2.0	= 144,000円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.25	= 162,000円

基準額

保険料(年額)  
**72,000円**

65歳以上は登録しておく目安です  
**認知症高齢者などの事前登録制度**

認知症や障害などによる行方不明者の早期発見・保護に役立てるため、群馬県全域で事前登録制度を実施しています。顔写真や身体的特徴などのほかに、希望する人は静脈情報を登録でき、自分自身で住所などが言えない場合でも安心です。

▼対象者

- ・65歳以上の人
- ・認知症や認知症の疑いがある人
- ・障害などにより行方不明となるおそれがある人

▼登録方法

登録用紙(個人票・同意書)を記入し、顔写真(L版)2枚を添えて提出してください。静脈情報は警察署で登録を行います。

▼提出先

高齢福祉室、地域包括支援センター、警察署のいずれか

▼問い合わせ先

(役場)健康福祉課 高齢福祉室  
 ☎26・2247(直通)  
 地域包括支援センター  
 ☎54・4323

## 今月の納税

固定資産税…2期  
国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料

…1期

納期限7月31日

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

## 軽減判定所得の見直し

世帯(加入者と世帯主)の総所得に応じて、均等割額・平等割額が軽減される制度です。地方税法の改正に伴い、5割・2割軽減の範囲が拡大されました。

軽減割合	世帯(世帯主と加入者)の総所得	
7割軽減	33万円以下(改正なし)	
5割軽減	改正前	33万円+(27万円×加入者数)以下
	改正後	33万円+(27万5千円×加入者数)以下
2割軽減	改正前	33万円+(49万円×加入者数)以下
	改正後	33万円+(50万円×加入者数)以下

※加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含まれます。

## 課税限度額の引き上げ

下の表は、改定後の税率・課税限度額での計算方法です。医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分それぞれを計算した金額の合算額が保険税額となります。

	医療保険分 (すべての被保険者)	後期高齢者支援金分 (すべての被保険者)	介護保険分 (40～64歳の被保険者)
所得割	世帯の加入者全員の課税所得金額×6.7%	世帯の加入者全員の課税所得金額×2.2%	世帯の加入者全員の課税所得金額×1.6%
※課税所得金額=前年の総所得金額-基礎控除33万円			
均等割	世帯の加入者数×27,400円	世帯の加入者数×8,400円	世帯の加入者数×6,700円
平等割	1世帯につき25,800円	1世帯につき9,200円	1世帯につき7,600円
課税限度額	改定前540,000円 ↓ 改定後580,000円	190,000円	160,000円

※課税限度額を超える部分は課税されません。

地方税法の改正に伴い、軽減判定所得の見直しと課税限度額の引き上げが行われました。改定後の国保税については、7月に納税通知書を送付します。確認の上、期限内に納付をお願いします。

## 国民健康保険税の見直し

納付書をご確認ください

▶問い合わせ先  
財務課 税務室  
☎26-2237(直通)

## 吉岡家の場合



パパ(42)  
年収400万円  
(課税所得233万円)



ママ(38)  
専業主婦



娘(13)  
中学1年生

	医療保険分	後期高齢者支援基金分	介護保険分	1期あたりの 国保税は 約44,500円 ↑ 年額
所得割	156,110円	51,260円	37,280円	
	+	+	+	
均等割	82,200円	25,200円	6,700円	
	+	+	+	
平等割	25,800円	9,200円	7,600円	
(端数切り捨て)	264,100円	85,600円	51,500円	= 401,200円

## 70歳以上の人とは、

- 70～74歳の国保加入者
- 後期高齢者医療被保険者 です。(75歳以上のすべての人)



## 国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得早見表(6～7ページ)

現役並み	現役並み所得者Ⅲ	課税所得690万円以上
	現役並み所得者Ⅱ	課税所得380万円以上
	現役並み所得者Ⅰ	課税所得145万円以上
一般		課税所得145万円未満
非住民課税	低所得者Ⅱ	住民税非課税
	低所得者Ⅰ	住民税非課税で、年金収入80万円以下など

## 高額療養費制度とは？

ひと月に支払った医療費が高額になった場合に、決められた上限額を超えた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

### 平成30年7月まで

所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者	57,600円	80,100+ (医療費-267,000円) ×1% ※<多数回44,400円>
一般	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 ※<多数回44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

### 平成30年8月から

所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※<多数回140,100円>	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※<多数回93,000円>	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※<多数回44,400円>	
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 ※<多数回44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※過去12カ月以内に、3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

すべての人が安心して医療を受けられる社会を維持するため、世代間の公平を図るものです。70歳以上の人は、平成30年8月から高額療養費・高額介護合算療養費の上限額が変更となります。

## 高額療養費・高額介護合算療養費の上限額が変更

70歳以上の皆さまへ

## 高額介護合算療養費とは？

医療費と介護保険サービスを利用したときに支払った額を世帯内で合算して、限度額を超えた分が支給されます。

### 平成30年7月まで

所得区分	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

### 平成30年8月から

所得区分	限度額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円

※低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

Q なぜ高額療養費を見直すのですか？

A 高齢者と若者の世代間の公平を図るためです。高齢者のうち、負担能力のある人にはご負担をお願いします。

Q 私は70歳以上なのですが、8月から窓口で払う医療費が増えるのですか？

A 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q 窓口で支払う医療費(負担割合)も見直されるのですか？

A 窓口負担割合の見直しは行いません。今回見直しを行うのは、医療費の負担が高額になった場合の月ごとの上限額です。

▶問い合わせ先  
健康福祉課 保険室 ☎26-2249(直通)

窓口で支払う医療費が高額になるとき

限度額適用認定証などの申請・更新

国民健康保険と後期高齢者医療制度には、1カ月間にかかる医療費の窓口での支払いを一定額に抑え、入院時の食事代を減額する制度があります。この制度を利用するには、

限度額適用認定証などの交付

を受ける必要があります。入院の予定がある人や、医療費が高額になる人は、事前に申請をしてください。なお、現在交付されている認定証などの有効期限は7月31日(火)です。引き続き必要な場合は、更新手続きを行ってください。

※認定証などがなくても、限度額を超えた支払額は、高額療養費の申請により後日支給されます。

▼手続き場所

健康福祉課 保険室

(④窓口)

▼必要なもの

- 保険証
- 印鑑(スタンプ印)

不可)

□世帯主と認定証が必要な人のマイナンバーカードもしくは通知カード

□写真付身分証明書

▼問い合わせ先

健康福祉課 保険室

☎26・2249(直通)

所得区分		認定証種別	手続き
国民健康保険	70歳未満	限度額適用認定証 または限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証が必要な人は、手続きをしてください。
	70~74歳 現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ	限度額適用認定証 (H30年8月から新設)	
	低所得者Ⅱ・Ⅰ	限度額適用・標準負担額減額認定証	
後期高齢者医療保険	75歳以上 現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ	限度額適用認定証 (H30年8月から新設)	認定証が必要な人は、手続きをしてください。 ※ただし、前年度認定証の交付を受け、今年度も該当する人には、新しい被保険者証と一緒に送付します。
	低所得者Ⅱ・Ⅰ	限度額適用・標準負担額減額認定証	

新しい被保険者証は茶色です

後期高齢者医療被保険者証

医療機関で提示する後期高齢者医療被保険者証が、8月1日から茶色になります。8月以降、今までの緑色の被保険者証は使用できません。  
※新しい被保険者証は7月下旬に送付します。

短期被保険者証

通常、被保険者証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納状況により、有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、特別な理由がなく納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる資格証明書を交付する場合があります。

臓器提供意思表示欄

被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄(任意)に記入することで、提供意思を表示できます。

▼問い合わせ先

(役場)健康福祉課 保険室  
☎26・2249(直通)  
群馬県後期高齢者医療広域連合  
☎027・256・7125

医療費の自己負担割合

平成31年7月末までの自己負担割合は、同一世帯の被保険者の平成30年度の住民税課税所得により判定されます。

所得区分	自己負担割合
現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ	3割
現役並み所得者Ⅱ・Ⅰのうち、①~③に該当する人	申請により 1割
①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満の人	
②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満の人	
③同一世帯に70~74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満の人	
一般	1割
低所得者Ⅱ・Ⅰ	